

# 参 考 资 料

## 1 泉南市都市計画マスタープラン 策定経緯

日時	事項	内容
平成 25 年 10 月 23 日	平成 25 年度 第 1 回泉南市都市計画審議会	都市計画マスタープランの策定方針
平成 26 年 2 月 19 日	平成 25 年度 第 2 回泉南市都市計画審議会	市の現状と課題
平成 26 年 6 月 6 日	第 1 回泉南市都市計画マスタープラン 策定等委員会	現状と課題、策定方針（案）及び全 体構想（案）について
平成 26 年 7 月 20 日	平成 26 年度 第 1 回泉南市都市計画審議会	全体構想（案）について
平成 26 年 8 月 8 日	泉南市都市計画マスタープラン策定等 委員会現地視察	委員会による現地視察
	第 2 回泉南市都市計画マスタープラン 策定等委員会	全体構想の検討及び地域別構想 （案）について
平成 26 年 9 月 27・29 日	都市計画マスタープランに関する市民 の意見を聞く会	地域の良いところ、改善すべきとこ ろ及び将来の在り方について
平成 26 年 10 月 8 日	平成 26 年度 第 2 回泉南市都市計画審議会	地域別構想（案）について
平成 26 年 11 月 21 日	第 3 回泉南市都市計画マスタープラン 策定等委員会	全体構想、地域別構想のまとめ及び 実現化方策（案）について
平成 27 年 1 月 22 日	第 4 回泉南市都市計画マスタープラン 策定等委員会	実現化方策の検討及び素案のとり まとめについて
平成 27 年 2 月 10 日	パブリックコメント	素案について市民に意見聴取 （～3 月 11 日）
平成 27 年 3 月 22 日	平成 26 年度 第 3 回泉南市都市計画審議会	都市計画マスタープラン（素案）に ついて
平成 27 年 3 月 26 日	第 5 回泉南市都市計画マスタープラン 策定等委員会	都市計画マスタープラン（原案）に ついて
平成 27 年 4 月 22 日	都市計画マスタープラン（原案）を 市長に報告	泉南市都市計画マスタープラン 策定等委員会から報告
平成 27 年 7 月 27 日	平成 27 年度 第 1 回泉南市都市計画審議会	都市計画マスタープラン（原案）を 諮問・答申



都市マス策定等委員会



原案の報告



### 3 泉南市都市計画マスタープラン策定等委員会

---

泉南市規則第 5 号

#### 泉南市都市計画マスタープラン策定等委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、泉南市附属機関に関する条例(昭和46年条例第11号。以下「条例」という。)第3条の規定に基づき、泉南市都市計画マスタープラン策定等委員会(以下「委員会」という。)の組織、運営その他の委員会について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員12名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 市職員

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、任期中であっても委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に、会長1人、副会長1人を置き、第2条第2項第1号委員のうちから互選によりこれを定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長が選任されていない場合における会議の招集は、市長が行う。

2 会議は委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 議長が必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、都市計画マスタープランを所管する組織において処理する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

## 4 泉南市都市計画マスタープラン策定庁内会議

### 泉南市都市計画マスタープラン策定庁内会議設置要綱

(設置)

第1条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条の2第1項の規定に基づき本市における都市計画に関する基本的な方針(以下「都市計画マスタープラン」という。)を策定するための事前調査及び調整を行うため、泉南市都市計画マスタープラン策定庁内会議(以下「庁内会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 庁内会議は、次に掲げる事項の事前調査及び調整を行う。

- (1) 都市計画マスタープランの全体構想の策定に関すること。
- (2) 都市計画マスタープランの地域別構想の策定に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、都市計画マスタープランの策定に関し必要なこと。

(組織)

第3条 庁内会議の委員(以下「委員」という。)は、別表に掲げる関係各課の課長及び職員をもって組織する。

2 庁内会議に座長を置き、都市整備部都市計画課長をもって充てる。

3 座長は、庁内会議を代表し、会務を総理する。

(会議)

第4条 庁内会議の会議(以下「会議」という。)は、座長が招集し、その議長となる。

2 座長は、必要と認めたときは、委員以外の職員に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 庁内会議の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、座長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表

区 分	所 属	
座 長	都市整備部	都市計画課
委 員	総合政策部	政策推進課
		危機管理課
	市民生活環境部	環境整備課
		産業観光課
	都市整備部	道路課
		住宅公園課
	上下水道部	上水道工務課
		下水道整備課

## 5 「市民の意見を聞く会」の開催

### 「市民の意見を聞く会」の開催状況と意見まとめ

#### ○開催状況

##### 第1回「市民の意見を聞く会」

日 時 平成26年9月25日（土）10時～12時

場 所 市役所別館会議室1・2

参加者 6名

事務局 4名



##### 第2回「市民の意見を聞く会」

日 時 平成26年9月27日（月）18時30分～20時30分

場 所 市役所別館会議室1・2

参加者 4名

事務局 4名



#### 進行内容

	内 容
1 開会	会の目的の説明
2 資料について	配布資料の説明
3 会の進め方について	意見交換の進め方の説明
4 意見交換	①地域の良いところ
	②地域の改善すべきところ（課題）
	③地域の名称、将来の地域の姿、改善の方策
	各自意見発表
	意見のまとめ
5 閉会	

第1回「市民の意見を聞く会」の意見



第2回「市民の意見を聞く会」の意見



**都市計画マスタープランに  
関する市民の意見を聞く会**

現在、都市計画に関する基本的な方針となる「泉南市都市計画マスタープラン」の策定作業を進めています。マスタープランにおける全体構想や地域別構想の素案を作成するに際し、市民の皆さまから直接ご意見をいただき、協働によるまちづくりを進めることを目的として、都市計画マスタープランに関する市民の意見を聞く会を開催します。

なお、検討中の案は、都市

計画課および市ウェブサイトで見ることができます。

**【とき】**

▽9月27日(土)午前10時～

▽9月29日(月)午後6時30分～

両日とも内容は同じです

**【ところ】** 市役所別館1階会議室1・2

**【内容】** 現在検討中の案の説明、都市計画の課題や今後の方針についてのご意見を受付

**【関連サイト】** 市ウェブサイト

ト↓ビジネス・労働・まちづくり↓まちづくり

**【問合せ】** 都市計画課

(☎483・9973)

**「泉南市都市計画マスタープランに関する市民の意見を聞く会」  
開催のご案内**



都市計画マスタープランにおける全体構想や地域別構想の素案を作成するに際し、市民の皆さまから直接ご意見をいただき、協働によるまちづくりを進めることを目的として都市計画マスタープランに関する市民の意見を聞く会を開催します。

現在検討中の案を簡単にご説明し、都市計画の課題や今後の方針についてのご意見をいただきたいと思います。

日時：平成26年9月27日(土) 午前10時00分から

日時：平成26年9月29日(月) 午後6時30分から

※両日とも同じ内容です。場所：泉南市役所別館1階 会議室1・2(両日とも)

○意見まとめ

地域	名称案	分類	地域の特色(良いところ)	分類	地域課題(問題点)	分類	地域の改善策
(仮) 関空・りんくう地域	泉南関空臨海地域	特徴的な景観	ネームバリューがある。	りんくう浜	サザンビーチ駐車場及びビーチを夏期の他は閉鎖しているが、四季を通じた施設にする。	高齢者が安心して住める環境づくり	買い物も便利だから、高齢者が住める環境を整える
	りんくう地域		漁業の町(樽井漁港) 美しい自然		観光レクリエーション拠点とするならば、無料駐車場を配備すべき。	関空南ルート	関空連絡橋南ルートの建設促進
	シーサイドエアータウン	高齢者施設	高齢者の施設がある(特別養護老人ホーム・シルバーハウジング等)	子どもや高齢者が集う場	老人達の集まる場所が必要	観光機能の導入	観光の場(ホテル、旅館等の運営)
	夕日がきれいな海浜ゾーン	ゆとりある土地	りんくうタウンに空地が多い(りんくう公園)		用途地域が限定されている(地区計画による福祉施設の位置付けが必要)	漁業の振興	漁業をまとめる ※岡田漁港(南海沿線、府管理)、樽井漁港(りんくう、市管理) 組合も別。漁獲量=岡田>樽井 釣堀でバーベキューを出来るように！(樽井漁協)
	はま辺ゾーン			子供たちが安全に遊べる場所(りんくう公園)			
	ベイサイド・うみがめの里			関空を活かした国際都市にふさわしい教育の場(学生・社会人・主婦・リタイヤ組み全ての人が、語学や国際関係を学べる場が必要。)			
(仮) 南海沿線地域	泉南北都市街地域	豊かな自然	漁業の町(岡田漁港) 美しい自然	駅前	樽井駅は泉南市の玄関口であり、市を代表する駅名変更の是非	道路の充実	歩道を確立させて、安全な街にする。(樽井駅周辺地区バリフリー重点地区) 道路の整備(※りんくう地域の表記であるが南海沿線地域と考えられる。)
	南海沿線地域		岡田浦の砂浜のすべてが美しい(ごみの放置を除く)		樽井駅前の整備 樽井駅の位置変更		
	樽井-岡田ゾーン		海、川(河)、田畑の自然に恵まれている		南海の駅、JRも同様だが、徒歩以外の利用者には非常に利便性		



地域	名称案	分類	地域の特色(良いところ)	分類	地域課題(問題点)	分類	地域の改善策
					が悪い。駐輪場、駅前のショップ(コンビニ、ATMなど)		
	サザンロード・～の里	暮らしやすさ	昔からの暮らしが残っている	駅前	駅前通の道路が狭く、ロータリーも整備されていない。(岡田浦駅周辺)	道路の充実	
	(特急サザン)		気候がよく、住みやすい				
			比較的平地部分が多く、高齢者が住みやすい。	メインストリート	市役所前メインストリート化(核化)役所、住居、商業、駅前		
			旧市街地の他に、大小の振興団地ができて、住民層が多様になった	道路	道路幅が狭い(岡田・樽井・男里等の旧集落)		
			幼(幼は2園に統合)・小・中学が一体で地域にまとまりがある		道路の改修 歩道の拡張(平坦に)		
			便利な鉄道網	南海・JRの両電鉄が利用でき便利			
		朝市の活発化	岡田漁港の朝市が活発化している	公共交通	側溝の整備(蓋掛け)		
				防犯	泉南岡田府営住宅がある。お年寄りが多く、役所、病院に行くのに困っている。(コミバスの時間)		
				産業	防犯カメラの設置 街灯の設置 )		
					漁業中心では×(ガソリン代が出ない)		
(仮) JR沿線地域	泉南南部田園地域	人が多い	UR住宅がある(一方で団地の再生が必要)	駅前	身近なショッピング店舗の活性化	駅前の充実	砂川駅のSC跡地を公共に使えるようにして、泉南市の核にする(民間の土地利用を注視)

地域	名称案	分類	地域の特徴(良いところ)	分類	地域課題(問題点)	分類	地域の改善策
	阪和沿線地域	人が多い	新住民が多い	駅前	駅前の整理	駅前の充実	生活に便利な各種店舗等の施設誘導
	新家ー砂川ゾーン		新興住宅地の社会活動が活発である。		駅周辺の道路が狭い。		JR和泉砂川駅→JR泉南市駅(駅名称の変更)
	オーシャンロード・～の里 (特急くろしお、オーシャン(消滅))	暮らしやすさ	のどかに生活できる。	道路	山側から海側への道路整備がない	道路の充実	問題箇所の道路改修への意見取りあげ 進め方
			半都会的である。		道路の拡幅	生活環境の向上	公園、道路、河川(新家川)等のゴミを出さない、啓発またゴミ処理の扱い
			自然と生活の調和。		高齢者が多く、朝夕の散歩者が多いが、道が狭く危険。	地域資源の活用	熊野街道をもっと伝えてゆくと藤蓮等、お寺、神社が浮かび上がってくる。
			高齢者の散歩が多い。		住宅地の割りに、遊歩道がない、少ない。	農業の振興	農業支援(6次化、会社組織、家庭菜園地化等)放置しておく、高齢化等でジリ貧のおそれ
		安全安心な環境	比較的自然災害が少ない	生活環境	下水道施設等が不十分	住民交流	新興開発地と地元住民との関わりへの市の積極性 (新興住宅と旧集落の住民交流)
			空気汚染が少ない		路上、新家川等にゴミの放置が未だに見受けられる。		
	豊富な資源	田畑、川、神社、里山等緑自然が豊富	不法投棄が多い。	犬のフンは3～4年前よりだいぶましになってきた			
		中央に盆地。海山に恵まれた地域。			農地の遊休地対策が必要		
		山 名所 文化財	遊休地				
		熊野街道沿いに名所がある。 海会寺跡、埋蔵文化財センターの建物がある	住民交流	住民間の交流が少ない(旧集落と新興)			
(仮)中山間地域	泉南山林地帯	自然の活用	自然が多い	道路	道路整備。車道、歩道の明確化。(旧岩出線の未整備区間)	レクリエーション施設の充実	多機能な公園 遊園地づくり
	ふるさとゾ	青少年の森から堀河ダムまでの登	道の整備が出来ていない(集落		バラ園を何とか四季を通じた名所		

地域	名称案	分類	地域の特徴(良いところ)	分類	地域課題(問題点)	分類	地域の改善策			
	ー		山道がある。(ハイキングコース)		地内の道路)		にすれば、地域的にも良くなりそう。			
	緑花地域	自然の活用	交通網の整備により、新興住宅地を開発できる余地がある。	道路	バラ園までのアクセスが悪い	レクリエーション施設の充実	登山道等を整備して、健康促進を図る。			
	里山または山あい地域	整備された広域道路	和歌山県側の道路はよい(泉南岩出線:4車線)	地域資源	市民の里周囲の多目的化した整備(野球場しかない)					
	さと山ゾーン				お菊松周辺、もっと分かりやすく!(ハイキング)					
市全域		市民協働の取組	マスタープランの進め方:市民委員会、市民の声を聞く会を設置。	泉南らしさ	泉南市のアイデンティティ(存在感を高める)	高齢化対策	住民の単身・高齢化に伴う地域からの孤立対策			
		分かりやすい交通網	鉄道軸2本が明確でそれを縦につなぐ道路軸も整備されつつある。碁盤の目状になっており分かりやすい。	道路	市が交通の通過の場所になっている。(目的地になる場所が少ない)	買物難民の解消	買物難民対策。移動販売、マイクロバス循環、(ミニ)コンビニ誘致、便利屋設立			
								校区の偏重改善	南北(海山)の道路及び交通の整備	義務制学校の校区の偏重を改善
									交流の促進	
				公園	公園の整備が悪い。					
				隣接市町との連携	隣接都市と連携。防災及び発展。					
					隣接市町との連携					
				地域資源	海会寺五重の塔跡、樫井川、古戦場など歴史文化遺産の活用。					
					石綿被害の検証と産業遺産としての活用。					
		産業	産業の育成							
やたらに葬儀屋が多いが結婚式場もあればよい。										

## 6 「パブリックコメント」の実施

意見募集期間 平成 27 年 2 月 10 日（火）から 3 月 11 日（水）

意見提出人数 0 人

意見項目総数 0 件

○都市計画課窓口



○広報せんなん 平成 27 年 2 月号

### 都市計画マスタープランに 関する意見を募集します

本市では、第 5 次泉南市総合計画の策定や社会経済情勢の変化などを踏まえ、平成 25 年度から都市計画マスタープランの策定に取り組んでいます。

この度、素案がまとまりましたので、市民の皆さまからの意見を募集します。

【募集期間】 2 月 10 日（火）～ 3 月 11 日（水）

【閲覧方法】 都市計画課窓口、情報公開コーナー、市ウェブ

サイトで

【その他】ご意見に対する市の考え方は公表しますが、個別の回答は行いません

【関連サイト】市ウェブサイト ↓ ビジネス・労働・まちづくり ↓ まちづくり

【提出・問合せ】持参か郵送、FAX、Eメールで住所、氏名、電話番号、意見（様式自由）を明記の上、〒590・0592（住所不要）都市計画課（☎483・9973 / FAX 485・1972 / e-mail:tokei@city.sennan.lg.jp）へ。3 月 11 日（水）必着



## 泉南市都市計画マスタープラン(素案)に関するパブリックコメント(終了しました)

**当パブリックコメントに対するご意見はございませんでした。**

本市では、平成11年に泉南市都市計画に関する基本方針(都市計画マスタープラン)を策定し、都市づくりを進めてきました。策定以後、社会経済情勢が大きく変化し、「第5次泉南市総合計画」の将来都市像の実現に向け、土地利用、都市施設、防災や景観など、今後の都市づくりを市民協働で取り組んでいくことが求められています。その基本的な方向性を示すため、「泉南市都市計画マスタープラン」を改定するものです。改定に際し、泉南市附属機関に関する条例に基づき、学識経験者2名、公募による市民4名、関係行政機関1名、市の職員4名で組織する「泉南市都市計画マスタープラン策定等委員会」を設置し、マスタープランの策定を進めています。この度、素案がまとまりましたので市民の皆様のご意見を募集いたします。

[・策定の経過は、こちらから](#)

### ご意見の募集期間



平成27年2月10日火曜日から平成25年3月11日水曜日まで(必着)

### 素案に関する資料の入手方法



素案に関する資料は下記からダウンロードしていただくほか、[市の情報公開コーナー](#)、[都市整備部都市計画課](#)の窓口で閲覧していただけます。

・泉南市都市計画マスタープラン(素案)(PDFファイル3,813KB)

### ご意見の募集方法



- ・素案についてのご意見は、住所、氏名等をご記入の上、郵送、持参、ファクシミリ、電子メールにより、下記の「問合せ及び提出先」までお寄せください。
- ・電話でのご意見は、お受けできませんのでご了承ください。
- ・ご意見記入用紙(PDFファイル8KB)
- ・ご意見記入用紙(WORDファイル35KB)

## 用語解説

あ行	
アドプト	<p>「アドプト (adopt) 」とは「養子にする」という意味。道路・公園・河川等公共施設の維持管理 について行政で行っていたものを、地域の団体等が「里親」となり、「養子」となった施設の 一部区域を団体が責任をもって維持管理を行っていく制度のこと。</p> <p>泉南市では 2007 年度 (平成 19 年度) にりんくうタウン内の道路の一部を始まりとして、市内道路・公園についてアドプト制度にもとづき清掃などのボランティア活動を行う団体 (2012 年 (平成 24 年) 9 月 1 日現在、33 団体) がある。</p> <p>また、大阪府とも連携し市内河川の清掃活動を行う団体 (2012 年 (平成 24 年) 3 月 31 日現在、4 団体) がある。</p>
雨水幹線	<p>下水道 (雨水) で、概ね 10 年に 1 回の大雨 (1 時間雨量 50mm 程度) に対して、浸水が起こらないように整備している雨水管 (函) 渠の内、幹線となるもののこと。</p>
駅前広場	<p>鉄道利用者のバスへの乗り換えなどのターミナル交通を処理する役割と人々の交流や都市景観を形づくる役割を担う鉄道駅に隣接する広場のこと。</p>
NPO	<p>福祉 (医療・福祉)、まちづくり、子育て、環境、国際など、あらゆる分野における営利を目的としない民間の組織のこと。</p> <p>NPO 法に則して認証された NPO 法人、一部の財団法人、社団法人、社会福祉法人などと、そのような法人格は取得していない市民活動団体やボランティア団体の 2 つの類型を含む。</p>
LCC	<p>Low Cost Carrier (ローコスト キャリア、格安航空会社) の略。単一機材による多頻度運航やサービスの簡素化等によるコスト削減により、大手航空会社よりも低運賃で航空輸送サービスを提供する航空会社のこと。</p>
延焼遮断空間	<p>地震等により発生する都市火災において、延焼拡大する市街地大火を阻止する帯状の不燃空間であり、道路、河川、鉄道、公園等の都市施設とその沿線で不燃化された建築物により構築される空間のこと。</p>
沿道利用	<p>車輛の通行上必要不可欠なサービスを指し、ガソリンスタンドや自動車修理場等がこれに該当するとされている。広い意味では、幹線道路沿道という立地条件をいかした商業・業務など、多様な市民サービス機能全般を指す。</p>
屋外広告物	<p>常時又は一定の期間継続して、屋外で公衆に対して表示、設置する看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものこと。</p>
大阪府景観計画	<p>平成 17 年 6 月の景観法の全面施行により、大阪府が、広域的な行政主体の立場から、大阪の骨格を形成するような景観を有する区域について、(景観行政団体となった市町の区域等を除く) 策定した景観計画のこと。</p>
大阪府景観条例	<p>景観法の制度を活用していくため、法に基づく景観計画の策定の方針や位置づけ、法の施行に関し必要な事項を定め整備した条例のこと。</p>

大阪府広域水道企業団	平成 23 年 4 月から大阪府水道部（府営水道）が行っていた用水供給事業・工業用水道事業を引き継いだ地方自治法に基づく一部事務組合のこと。
大阪府自然環境保全条例	自然環境の 保全、回復及び活用、緑の創出並びに生態系の多様性の確保を推進することにより、豊かな自然と人とが触れ合う場が確保され、ヒートアイランド現象の防止をはじめとする都市環境の改善がなされる等、広く府民が自然環境の 恵沢を享受するとともに、将来の府民にこれを継承できるよう、現在及び将来の府民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的とした条例のこと。
大阪府農空間保全条例	府民とともに都市農業・農空間を守り、担い手を育てることを目的とした条例のこと。
大阪ミュージアム構想	大阪府のまち全体を「ミュージアム」に見立て、魅力的な地域資源を発掘・再発見し、磨き・際立たせ、結びつけることにより、大阪のまちの魅力を内外に発信することを目的として平成 20 年にスタートした事業のこと。
温室効果ガス	大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体のこと。この濃度の増加が地球温暖化の主原因とされており、京都議定書では、二酸化炭素、メタン等の 6 物質が温室効果ガスとして削減対象となっている。
<b>【か行】</b>	
街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とし、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ha を標準として定める公園のこと。
紀泉わいわい村	里山のくらしと自然体験ができる、里山の自然学校のこと。
既存ストック	これまでに整備された都市基盤施設や公共施設、建築物等の都市施設のこと。
狭あい道路	幅員が狭い道路のこと。（概ね幅員が 4 m 未満の道路）
橋梁の長寿命化修繕計画	従来の事後保全的な対応から計画的かつ、予防的な対応へと転換を図り、橋梁の長寿命化及びコスト縮減を図るための計画のこと。
近郊緑地保全区域	『近畿圏の保全区域の整備に関する法律』に基づき、良好な自然の環境を有する緑地を保全するために指定された区域のこと。
近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とし、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ha を標準として定める公園のこと。
景観行政団体	景観法に基づく行政事務を行う行政団体のこと。政令指定都市、中核市以外の市町村は都道府県との協議により、景観行政団体になる（移行する）ことができる。
景観計画	景観行政団体が、『景観法』の手続きに従って定める「良好な景観の形成に関する計画」のこと。
景観計画区域	景観計画において、大規模建築物の建築行為等を行う際に、届出を義務付け、規制誘導を行う区域のこと。
景観重点区域	景観計画区域のうち、区域の特性を踏まえ、重点的に良好な景観の形成を図る必要がある区域のこと。
景観法	都市や農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、平成 16 年度に制定された法律のこと。

下水道普及率	行政人口のうち、下水処理が可能となった下水道整備人口の占める割合のこと。
建築協定	住宅地としての良好な環境や商店街としての利便の維持増進を図るために、地域住民によって設けられた建築物に関する協定のこと。
建ぺい率	建築物の敷地面積に対する建築面積の割合のこと。 (建ぺい率＝(建築面積/敷地面積)×100%)
耕作放棄地	農林業センサスにおいて「以前耕地であったもので、過去1年以上作物を栽培せず、しかもこの数年の間に再び耕作する考えのない土地」のこと。
交通アクセス	ある場所へ行くための経路、またはその手段のこと。
交通結節点	異なる交通手段(場合によっては同じ交通手段)を相互に連絡する乗り換え等の施設で鉄道駅、駅前広場などのこと。
高反射性塗装	太陽光線中の近赤外線を大幅にカット(反射)し、塗装部表面温度の上昇を抑える塗装のこと。
公有水面埋立事業	公有水面とは、河川、海、湖、沼その他の公共の用に供する水流または水面のことで、一般的に土砂等を埋築して公有水面を陸地に変更させる事業のこと。(本市では、関西空港島・りんくうタウン)
交流人口	その地域に住む居住者(定住人口)に対して、その地域を通勤・通学・観光などさまざまな理由で訪れる(交流する)人のこと。
国勢調査	日本に住んでいるすべての人及び世帯を対象とする国の最も重要な統計調査で、国内の人口や世帯の実態を明らかにするため、5年ごと(10月1日現在)に実施する調査のこと。
国立公園	国立公園に準ずる優れた自然の風景地であって、自然公園法第5条第2項の規定により環境大臣が指定する公園のこと。
国立社会保障 ・人口問題研究所	人口・世帯数の将来推計や社会保障費に関する統計の作成・調査研究などを行う厚生労働省の政策研究機関のこと。
<b>【さ行】</b>	
再生可能エネルギー	太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱などのエネルギーのこと。一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーであることから、「再生可能エネルギー」といわれる。
市街化区域	都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する地域で、既に市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のこと。
市街化調整区域	都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域のこと。
事前復興	災害が発生した際のことを想定し、被害の最小化につながる都市計画やまちづくりを推進すること。減災や防災まちづくりの一環として行われる取組のこと。
遮熱性舗装	路面温度を上昇させる原因である太陽光の一部(近赤外線)を反射する遮熱材を路面に塗布した舗装のこと。
住生活基本計画	今後の住宅まちづくり政策が目指すべき目標を掲げ、住民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画のこと。
住宅市街地の 開発整備の方針	住宅市街地にかかわる土地利用、市街地開発事業、都市施設等の計画を一体的に行うことにより、個々の関連事業を効果的に実施することや、民間の建築活動等を適切に誘導することを目的として大阪府が都市計画として定める方針のこと。



住宅ストック	過去に建築され現在も存在する蓄積された建築資産としての既存住宅のこと。
重点供給地域	住生活基本法第17条第2項第6号に基づく住宅の供給等及び住宅地の供給を重点的に図るべき地域のこと。
重点整備地区	バリアフリー法に基づく基本構想において、バリアフリー化事業を重点的・一体的に実施する地区として定めた地区のこと。
住民基本台帳	氏名、生年月日、性別、住所などが記載された住民票を編成したもので、住民の方々に関する事務処理の基礎となる台帳のこと。
準防火地域	都市計画法に規定される「市街地における火災の危険を防除するために定める地域」であり、建築物の外壁・軒裏の材料や窓などの開口部の仕様等に対して、一定の防火性能が必要とされる区域のこと。
常住人口	国勢調査時に常住している場所で調査する方法（常住地方式）による人口のこと。
人口集中地区	人口集中地区（Densely Inhabited District）といい、国勢調査において設定される人口密度が40人/ha以上の調査区が集合し、合計人口が5,000人以上となる地域のこと。
人工排熱	都市では、建物の空調機器や自動車、工場などにおけるエネルギー消費により、最終的に環境へ排出される熱のこと。
水源涵養	土壌が降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能のこと。
スマート愛ランド 推進計画	関西国際空港が、人と地球にやさしい「環境先進空港」を目指し、3つの基本理念のもと、5つの基本方針を掲げた先進的な環境施策の取組計画のこと。
生活道路	主として近隣に居住する人が地域内の移動に利用する道路のこと。
生産緑地	生産緑地法に基づき、農業と調和した良好な都市の形成を図ることを目的として、市街化区域内の農地を保全するために都市計画に定めた農地等のこと。
生物多様性	地球上には様々な環境があり、それぞれに適応した多様な生物が存在し、それらがつながりあっていること。生物多様性基本法（2008年）が施行され、地域の特性に応じた、野生生物や生態系の保全、それらのつながりの確保が求められている。
泉州基幹農道	南河内地域から泉州地域に至る基幹的農道網の一環となる道路のこと。堺市以南の泉州地域山間部を受益地とし、農産物の効率的な輸送と生産の振興ならびに地域の活性化を図るもの。
総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊技、運動など総合的な利用に供することを目的とする公園のこと。（標準面積 約10～50ha）
<b>【た行】</b>	
耐火・準耐火建築物	火災時の火熱に対し、主要構造部が非損傷性と延焼防止の性能をもち、火災の規模によっては一部を修繕すれば再利用できるような建築物のこと。
大規模集客施設	劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場または店舗、飲食店、展示場、遊戯場、その他これらに類する用途に供する建築物の用途に供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が1万㎡を超えるものこと。
担税力	税の負担能力のこと。

単独浄化槽・合併浄化槽	単独処理浄化槽は、トイレの排水だけを処理し、生活雑排水は処理しないため、平成 13 年 4 月から原則禁止。合併処理浄化槽は、トイレの排水をはじめ、生活雑排水のすべてを処理するものこと。
地域コミュニティ	地域住民が生活している場所、つまり消費、生産、労働、教育、衛生・医療、遊び、スポーツ、芸能、祭りに関わり合いながら、住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団をコミュニティという。 コミュニティという総称には、市町村などの地方自治体や地域を越えて連携した非営利組織などの集団、インターネット上で連絡を取り合う集団なども含まれる。そこで、地域社会の現地住民が集団の構成要素であるコミュニティを、特に地域コミュニティと呼び、行政、地域を越えた連携と連絡を基盤としたその他のコミュニティと区別しているものこと。
地域制緑地	緑地の保全や緑化を推進するために、一定の土地の区域に対して適用し土地利用や開発を規制する法律や条例等に基づく制度による緑地のこと。施設緑地に対して地域制緑地という。
地域防災計画	泉南市防災会議が定める計画であって、市域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するために、市域に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関し、市及び市内外の関係機関その他防災上重要な施設の管理者が処理すべき事務又は業務の大綱等を示し、防災活動の総合的かつ有機的な推進を図る計画のこと。
地球温暖化	二酸化炭素等の温室効果ガスの大気中への蓄積が主原因となって地球全体の平均気温が上昇すること。
地区計画	地域の実情に応じたまちづくりを進めるため、特定の地域を対象として、建築物に関するきめ細やかなルールと生活道路や公園などの公共施設に関する計画を一体的に定める地区レベルの都市計画のこと。 (平成 27 年 3 月 31 日現在、泉南市内で 5 地区)
地方分権一括法	平成 23 年 5 月に 第 1 次一括法、同年 8 月に第 2 次一括法、平成 25 年 6 月に第 3 次一括法、平成 26 年 6 月に第 4 次一括法が公布され、地方自治体の義務付け・枠付けの見直しと、基礎自治体への権限移譲等を段階的に関係法律の整備を行ったものこと。
眺望景観	ある視点場（景観を見る地点、展望台など）から視対象（眺められる対象物、山や海など）を眺望したとき視覚で捉えられる景観のこと。
津波浸水想定エリア	津波浸水想定は、内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が公表したケースから、最も大きな影響を与えると考えられるケースを選定し、防潮堤の沈下や防潮施設の開閉状況等に応じたシミュレーション結果を重ね合わせ、悪条件となる場合に想定される浸水域（浸水の区域）と浸水深（水深）を表したものこと。
低炭素	地球温暖化の原因である温室効果ガス（二酸化炭素（CO <sub>2</sub> ））などの排出を、自然が吸収できる量以内に削減するため、低炭素エネルギーの導入などの環境配慮をすること。
鉄道駅徒歩圏	一般的に鉄道駅から概ね半径 500m 圏域のこと。
透水性舗装	雨水を多孔質な表層から路盤、路床に浸透させる舗装のこと。雨天時の歩行快適性の向上、地下水の涵養のほか、間隙水の蒸散による路面温度上昇の緩和等の効果があるが、路盤の強度の維持等に課題がある。
道路管理者	泉南市内における道路管理者とは、国道は国土交通大臣、府道は大阪府、市道は泉南市であり、道路法に基づき道路を管理する者のこと。

	都市計画道路名	道路名
道路名称の対比	第二阪和国道	国道26号
	泉南岩出線	主要地方道(府道) (新)泉佐野岩出線
	国道26号線	主要地方道(府道) 泉佐野岩出線
		一般府道 堺阪南線
	信達樽井線	一般府道 和泉砂川停車場線
		市道 信達樽井線
	泉佐野田尻泉南線	主要地方道(府道) (新)泉佐野岩出線
	樽井男里線	主要地方道(府道) (新)泉佐野岩出線
	砂川櫛井線	市道 砂川櫛井線
	市場岡田線	市道 市場岡田線及び市場鳴滝線
		市道 市場長慶寺砂川線
	櫛井西線	市道 岡田吉見線及び泉佐野市道
岡田吉見線	市道 岡田吉見線及び岡田東線	
特別緑地保全地区	良好な自然環境を形成しているもので、無秩序な市街化の防止や、公害又は災害の防止となるもの、伝統的・文化的意義を有するもの、風致景観が優れているもの、動植物の生育地等となるもののいずれかに該当する緑地で都市計画決定された地区のこと。	
都市基盤施設	道路・街路、鉄道、河川、上下水道、エネルギー供給施設、通信施設などの生活・産業基盤や学校、病院、公園などの公共施設のこと。	
都市計画区域	都市計画区域は、自然的・社会的条件、人口、産業、土地利用、交通量等の現況とその推移を考慮して、一体の都市として、総合的に整備し、開発し及び保全する必要がある区域として指定されたもののこと。	
都市計画提案制度	土地所有者やまちづくりNPO法人等が一定の条件を満たした上で、必要とする都市計画の決定や変更について、地方公共団体（大阪府や市町村）に提案できる制度のこと。	
都市計画道路	都市の骨格を形成し、安心で快適な都市生活と機能的な都市活動を確保する都市交通の最も基幹的な都市施設として、都市計画法に基づいて都市計画決定された道路のこと。	
都市公園	都市公園法等で位置付けられている公園や緑地のこと。	
都市施設	都市での諸活動を支え、都市の骨組みを形作る道路、公園、下水道など都市の生活や都市機能の維持に必要な施設であり、都市の骨格をなす施設のこと。	
土砂災害警戒区域	土砂災害防止法に基づき、土砂災害により危害のおそれのある土地の区域を知事が指定するもののこと。 区域には、警戒避難体制の整備を目的とした「土砂災害警戒区域（イエローゾーン）」と住宅等の新規立地の抑制などを目的とした「土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）」がある。	
<b>【な行】</b>		
農業振興地域整備計画	優良な農地を保全するとともに、農業振興のための各種施策を計画的に実施するため市町村が定める総合的な農業振興の計画のこと。計画には、農用地等として利用すべき土地の区域（農用地区域）及びその区域内にある土地の農業上の用途区分を定める。	

【は行】	
ハクセンシオマネキ	環境省の絶滅危惧種に指定されているカニの一種のこと。白色のハサミを動かす様子が白い扇子をふっているように見えるのでハクセン（白扇）シオマネキと呼ばれる。
ハザードマップ	自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図のこと。
花笑み・泉南プロジェクト	シティブランド創出事業「花笑み・せんなんプロジェクト」は、“人が微笑み、花を語るまち”を目指して、花とそれに関わる人々をクローズアップしていく事業のこと。
ハブ空港	ハブとは車輪の中央部を意味することから、事物のネットワークの中心、要（かなめ）を指し、人や物の流れの中心または中継拠点を担う機能を有する空港のこと。
バリアフリー基本構想	バリアフリー法において、市町村は、国が定める基本方針に基づき、当該市町村の区域内の旅客施設を中心とする地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区（重点整備地区）について、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想のこと。
ヒートアイランド	都市部では、エネルギーの大量消費や、地表面の多くがアスファルト・コンクリートで覆われていることなどから、郊外と比べて気温が高くなり、「島」のような等温線を描くことから呼ばれる現象のこと。
光触媒舗装	光触媒塗布材をアスファルト舗装路面に塗布し、大気中の窒素酸化物を分解し、路面温度を低減する舗装のこと。
避難路	地域防災計画において、避難地・避難所に通じる主な道路を、避難路として指定している道路のこと。
風致公園	主として風致（優れた自然環境のおもむきや味わい）の享受の用に供することを目的とする公園のこと。
復興図上訓練	仮定の被害に応じた建築制限区域の検討や復興後の土地利用のあり方に関する検討を行う訓練のこと。
保水性舗装	雷おこしのような空隙の多い舗装に水を吸い込み保持する保水材を詰めた構造で、降雨によってしみこんだ水が蒸発する時の気化熱を利用して、路面温度の上昇を抑制する舗装のこと。
ポンプ場	公共下水道（雨水）排水区域内の低平地では、雨水を河川等に自然排水できないため、強制的に雨水を排除するためのポンプ施設のこと。
【ま行】	
水辺の学校	小学校の授業（総合的な学習の時間）支援の一環として、河川を自然学習の場として利用し、川の役割や水質を理解するとともに、自然を大切にし、環境を保全する気持ちを育むものこと。
みどりのカーテン	夏の暑い時期に日当たりの良い窓の前面などをつる性の植物でカーテンのように覆い、建物壁面や建物内部の温度上昇を抑え、また、葉からの蒸散によって周辺温度を下げる効果がある自然のカーテンのこと。
みどりの基本計画	市町村が中長期的な視点に立って、その区域内における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、その目標と実現のための施策などを内容として策定する緑とオープンスペースの総合的な計画のこと。
未利用公的不動産	少子化や人口減少により、公共施設の統廃合などにより、未利用となっている公共施設・公共用地のこと。

モビリティ・マネジメント	1人1人のモビリティ（移動）が、社会的にも個人的にも望ましい方向（過度な自動車利用から公共交通等を適切に利用する等）に変化することを促す、コミュニケーションを中心とした交通政策のこと。
<b>【や行】</b>	
ユニバーサルデザイン	バリアフリーは障害によりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人びとが利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方のこと。
用途地域（12地域）	都市の将来像を想定した上で、都市内における住居、商業、工業その他の用途を適切に配分することにより、機能的な都市活動の推進や良好な都市環境の形成を図るもの。市街地を12種類の地域類型のいずれかに指定し、建築物の用途、密度、形態等を制限する地域地区のこと。 （平成27年3月31日現在、泉南市域の用途地域の面積及び比率） 第一種低層住居専用地域：約144ha（10.7%） 第一種中高層住居専用地域：約191ha（14.2%） 第二種中高層住居専用地域：約40ha（3.0%） 第一種住居地域：約424ha（31.5%） 第二種住居地域：約22ha（1.6%） 近隣商業地域：約24ha（1.8%） 商業地域：約1.9ha（0.1%） 準工業地域：約474ha（35.2%） 工業地域：約25ha（1.9%）
<b>【ら行】</b>	
ライフサイクルコスト	計画から、施設の設計、建設、維持管理、運営、修繕、事業終了までの事業全体にわたり必要なコストのこと。
立地適正化計画	居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能の誘導により、都市全域を見渡したマスタープランとして位置づけられる市町村マスタープランの高度化版計画のこと。
流域下水道	2以上の市町村の区域における下水を排除し、かつ、終末処理場を有する下水道のこと。 一般的に幹線管渠、ポンプ場、終末処理場の建設及び維持管理は都道府県が行い、幹線管渠に流入するまでの施設（主として管渠整備）の建設及び維持管理は公共下水道として市町村が行うこととなっている。
流出抑制対策	降った雨が、直接、一挙に下水道や河川・水路に流れ込んで水害等が発生しないようにするための対策であり、雨水貯留施設や浸透マスなどのこと。
緑化率	緑化面積の敷地面積に対する割合のこと。 $\text{緑化率} = \frac{\text{緑化施設の面積の合計}}{\text{敷地の面積}}$
緑被率	樹林・樹木及び芝生等の草地で被われた面積の土地の割合のこと。 $\text{緑被率} = \frac{\text{樹林・樹木の樹冠投影面積} + \text{草地面積}}{\text{土地の面積}}$
6次産業	農山漁村に溢れる「地域資源」（農林水産物、バイオマス、自然エネルギー、風景・伝統文化など）を有効に活用し、農林漁業者（1次産業従事者）がこれまでの原材料供給者としてだけでなく、自ら連携して加工（2次産業）・流通や販売（3次産業）に取り組む経営の多角化を進めることで、農山漁村の雇用確保や所得の向上を目指す産業のこと。



---

## 泉南市都市計画マスタープラン

平成 27(2015)年 7 月

発行 泉南市  
編集 泉南市都市整備部都市計画課

〒590-0592

泉南市樽井一丁目 1 番 1 号

TEL 072-483-9973

<http://www.city.sennan.osaka.jp>

---



泉南市マスコットキャラクター  
「泉南熊寺郎」 “せんくま”

